

建築基準法第 43 条第 1 項ただし書き許可並びに
建築基準法第 42 条第 2 項道路のご相談の方へ

交野市においては、建築基準法第 43 条第 1 項ただし書き許可及び建築基準法第 42 条 2 項道路についての相談は行っておりません。

相談業務につきましては、特定行政庁である大阪府となりますので下記の資料をご用意して頂き大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課 確認・検査グループにご相談下さい。

建築基準法第 43 条第 1 項ただし書き許可のご相談の際に必要な資料

- ① 申請地から法第 42 条に基づく道路に至るまでの最少幅員 (m)
- ② 43 条許可対象通路の種別 (公道・里道・私道など)
- ③ 計画建物の用途 (戸建て住宅など)
- ④ 43 条許可対象通路の建ち並び

上記の他、申請地の登記事項証明書 (土地) の写し、申請地周辺の公図、写真等が必要となる場合があります。

建築基準法第 42 条第 2 項道路のご相談の際に必要な書類

- ① 路線全体の現況幅員の状況、後退済みの敷地の状況
- ② 申請地周辺の建築計画概要書
- ③ 市町村道明示、里道・水路明示・官民境界明示 (あれば)
- ④ 申請地周辺の写真
- ⑤ 申請地周辺の公図
- ⑥ 過去航空写真

等

問い合わせ先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎 27 階
大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課確認・検査グループ
TEL06-6941-0351